

商品取引債務引受業に関する清算参加者に対する監査に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、商品取引債務引受業に関する業務方法書第21条の規定に基づき監査に関し、必要な事項を定める。

(監査員)

第2条 監査は、当社の職員のうちから当社が任命した者(以下「監査員」という。)が行う。ただし、当社が必要と認めるときは、補助員を使用するものとする。

(資料の請求等)

第3条 監査員は、清算参加者の役員又は従業員に対し、必要があると認める帳簿、書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成を求めることができる。

(監査員の義務)

第4条 監査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査は、すべて事実に基づいて行わなければならない。
- (2) 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正でなければならない。
- (3) 職務上知り得た秘密を、正当な理由なくして他に漏らしてはならない。

(清算参加者の義務)

第5条 清算参加者の役員及び従業員は、監査員から第3条に規定する要求があった場合には、正当な理由なくこれを拒否することができない。

(監査の実施方法及び時期)

第6条 監査は、清算参加者の本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所(以下「店舗」という。)に臨んで行う。ただし、当社が必要があると認めるときは、当該清算参加者が当社に提出する書類により行うものとする。
2 当社は、必要があると認めるときはいつでも清算参加者に対して前項の監査を行うものとする。

(監査の通知)

第7条 当社は、清算参加者の店舗に臨んで監査を行う場合は、当該清算参加

『商品取引債務引受業に関する清算参加者に対する監査に関する規則』

者に対して、監査の開始日及び方法、監査員の氏名その他必要な事項を通知する。ただし、当社がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(監査員証明書の提示)

第 8 条 監査員は、監査業務開始に当たり、清算参加者に監査員証明書を提示する。

(事実の認定)

第 9 条 第 4 条第 2 号に規定する事実の認定については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 当社は、監査員が事実の認定を行うに当たって、当該監査員と清算参加者との間で当該事実の認定に関する認識について相違がある場合は、当該清算参加者から、書面をもって、意見の申立てを受理する。
- (2) 当社は、前号の意見の申立てを受理した場合、当該事実関係を公正に審理するものとする。
- (3) 当社は、前号の審理を行う場合、清算参加者及び監査員に対して、必要に応じて、事実を認定するために参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は審尋する。
- (4) 当社は、第 2 号の審理の結果を決定した場合には、遅滞なく、その旨を当該清算参加者に通知する。

(監査結果の通知)

第 10 条 当社は、監査を終えた場合は、当該監査の結果を当該清算参加者に通知する。

付 則

この規則は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。